

## ストレスチェック制度とは？

**Q** ストレスチェック制度とは、どのようなものでしょうか？

**A** 事業者が労働者に対して行う心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）と面接指導の実施等を事業者へ義務づける制度です。

労働安全衛生法の改正により、創設されました。（平成27年12月1日施行）

**【ポイント】**

- ・常時使用する労働者が50名以上の事業所（※）は、年1回以上、ストレスチェックを実施する義務があります。（※50名未満の事業所は、当分の間、努力義務です。）
- ・ストレスチェックの結果は、従業員の同意がなければ事業者には提供することは禁止されています。
- ・ストレスの高い従業員から申し出があった場合、医師による面接指導を行います。
- ・面接指導の結果、医師の意見を聞き、必要があると認める場合には、事業者は、就業上の措置を実施します。
- ・1年以内ごとに1回、事業者は、ストレスチェックの結果を所轄労働基準監督署に報告する必要があります。（※常時使用する労働者数が50名以上の事業所に限る。）

### ♥ストレスチェック制度の意義とは？

**労働者にとっての意義**

1. ストレスチェックを受けることで、自らの状態を知ることができます。
2. 高ストレスの場合、面接指導を受けることで、就業上の配慮（措置）につながります。

**事業者にとっての意義**

1. 労働者がメンタルヘルス不調になることを未然に防止する機会になります。
2. 職場の問題点の把握が可能となり、職場改善の具体的な検討がしやすくなります。

### ♥ストレスチェックの対象者（常時使用する労働者）とは？

以下の①及び②の要件を両方満たす労働者の方です。

①期間の定めのない労働契約により使用される者（契約期間が1年以上の者並びに契約更新により1年以上使用される予定の者及び1年以上引続き使用されている者）

②週労働時間数が、当該事業場において同種の業務に従事する通常の労働者の1週間の所定労働時間数の4分の3以上の者

ただし、①及び②の要件を両方満たす労働者であっても、ストレスチェックの受検は任意です。

### ♥より詳しく制度を調べたいときは…

厚生労働省のホームページをご覧ください。

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」

<http://kokoro.mhlw.go.jp/>

**【お問い合わせ先】**

千葉県労働相談センター 県庁本庁舎2階 電話：043-223-2744（平日9:00～20:00）